

船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和3年7月22日 02時00分ごろ
発生場所	佐賀県佐賀市佐賀空港南方沖 筑後川沖灯標から真方位239° 2.6海里付近 （概位 北緯33° 04.8′ 東経130° 18.7′）
インシデントの概要	漁船昭宝丸は、投網作業中、推進器翼に網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月26日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 昭宝丸、4.7トン
船舶番号、船舶所有者等	FO3-55989（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：波高 約0.6m、潮流 北流約0.5ノット
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、主機を中立運転として船首を東方に向け、南方からの潮流を右舷側から受けて北方に漂流しながら、乗組員2人が右舷前部から刺し網の投網作業を行っていたところ、北東方からの風が強くなり、投入した網の上方に船首部が圧流された。</p> <p>船長は、船尾を左舷側に振って推進器を網から遠ざけようと思い、右舵を取って主機を前進としたところ、推進器翼に網が絡まり、航行不能と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航された後、僚船にえい航を引き継がれた。</p> <p>船長は、投入した網の上方に船首部が圧流された際、主機を後進としていれば推進器翼に網が絡まることはなかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、船首を東方に向けて北方に漂流しながら右舷前部から投網作業中、北東風が強くなり、投入した網の上方に船首部が圧流された際、主機を前進としたことから、推進器翼に網が絡まって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、船尾を左舷側に振って推進器を網から遠ざけようと思ったことから、右舵を取って主機を前進としたものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、船首を東方に向けて北方に漂流しながら右舷前部から投網作業中、北東風が強くなり、投入した網の

	<p>上方に船首部が圧流された際、主機を前進としたため、推進器翼に網が絡まって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・投網作業中は、風の影響を考慮するとともに、推進器翼に網が絡まないように網と推進器翼との位置関係に注意して操船すること。